野村グループ サステナビリティ・ステートメント

1. 創業以来受け継がれる野村グループの社会的使命

野村グループは、日本の金融界の牽引役として、1925年の設立以来、資本市場の発展を支え、リスクマネーの循環を促すことで、常に経済成長や社会的価値の創出に貢献してきました。その根底に脈々と流れるのは、創業者である野村徳七から受け継がれる「創業の精神」であり、「野村グループ企業理念」にも明記されている「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命です。この使命を、グループに属する社員一人ひとりが受け継ぎ、守り続け、グループの経営ビジョンである「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を目指しています。

豊かな自然環境と健やかな社会は、経済やビジネスの発展、人々の暮らしにとっての基盤であり、「真に豊かな社会の創造に貢献する」という野村グループの社会的使命もまた、この基盤なくしては成しえません。私たちは、地球環境の保全や多様な人々の活躍の推進といった取り組みが経済活動や社会の維持と発展に不可欠であることを認識しながら、商品やサービスを広げ、グローバル展開やコーポレート・ガバナンスの強化を進めています。

2. 本ステートメントの意義

本ステートメントは、野村グループのサステナビリティに関連する活動の方向性、および環境や社会的 リスクに対する当社の取り組みについてステークホルダーの皆様と共有し、持続可能な環境・社会の実現 を一層推進していくことを目的に制定しました。

経済の血液ともいわれる金融は、良好な環境・社会の維持に貢献する資金の流れを生み出すために不可欠であり、野村グループはグローバルに証券業務や投資銀行業務に携わる金融サービスグループとして、重要な役割を担っています。私たちは、本業を通じ、気候変動を始めとしたサステナビリティに関連する課題の解決を支援し、より良い未来を切り拓いていきます。

また、これらの取り組みは、お客様をはじめ、社会の持続的な発展に資するとともに、野村グループ自身の企業価値を維持・向上するうえでも重要であり、野村グループの創業以来の社会的使命と軌を一にするものといえます。サステナビリティ委員会で策定した野村グループの重要課題(マテリアリティ)を軸として、金融業の経験や知見を活かして、ステークホルダーとともに取り組みを進め、持続可能で真に豊かな社会の創造を実現していきます。

本ステートメントの細則である「ホールセール部門 ESG セクター・アペタイト・ステートメント」では、ホールセール部門におけるセクター別のアプローチ方法及び ESG スクリーニング並びにデュー・デリジェンスに関する考え方を定め、事業活動により生じる環境・社会への影響の把握・評価・管理に努めています。

3. 私たちを取り巻く環境

2015年9月に採択された国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、貧困の根絶や不平等の解消、地球環境と天然資源の永続的な保全をはじめとする目標が掲げられました。また 2015年12月に採択された「パリ協定」は、2°Cを十分下回る気温上昇を目標*として、世界経済の脱炭素化に向けた目標を打ち出しており、さらに 2021年11月には脱炭素化を含む気候変動対策に関する詳細が盛り込まれた「グラスゴー気候合意」が採択されました。これらの目標の達成に向けて、環境・社会問題に配慮した経済成長がこれまで以上に求められています。一方、気候変動や大規模な自然災害といった環境面での変化だけでなく、疫病の発生、教育の欠如や格差が世界経済の成長にとって最大のリスクのひとつであることは言うまでもありません。

企業はこの潮流を受け、今後の規制の強化やエネルギー情勢の変化への対応、脱炭素化といった新たな市場の開拓等を見据え、環境・社会面に配慮した取り組みを進め始めています。このような取り組みは持続的な企業価値の向上に繋がると考えられ、企業の「環境・社会・ガバナンス」(ESG)への取り組みを評価して投資判断に活かす「ESG 投資」が、グローバル規模で急速に広がっています。また、気候変動リスクの情報開示が求められる等、新たな動きも広がっています。

※2℃目標: 2009 年 12 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された国際気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択され、2015 年のパリ協定や 2021 年のグラスゴー気候合意で強化された、気候変動問題に関する国際的な目標。パリ協定において、世界共通の長期目標として、産業革命前から世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持し、また 1.5℃に抑える努力を継続することとされました。

4. ビジネス上の取り組み

野村グループでは、サステナビリティに関する課題の解決に繋がる事業への資金・資本や人材、技術といった資源の循環を促しています。

事業会社等に対するサステナブル・ファイナンスの支援、サステナブル分野やインフラストラクチャー分野の M&A アドバイザリー、事業承継のサポートや、地方創生、農業・医療分野でのイノベーション推進、ESG・サステナビリティ関連のリサーチ機能の提供等、環境・社会課題の解決のためのソリューションをグループ横断的に提供しています。

資産運用ビジネスでは、投資先企業との対話(エンゲージメント)を通じて、企業価値の向上とともに 持続可能な豊かな社会の実現に向けた企業の取り組みを後押しすることで、経済的価値の創出と社会的価値の創出との両立を目指します。

投資家に対しては、ESG 投資商品・サービスの提供を進めるとともに、幅広い世代を対象とした金融・経済教育の推進など、投資の裾野拡大に取り組んで参ります。

私たちは、ビジネスを通じて環境・社会課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献して参ります。サステナビリティの重要性と、そのために金融機関が貢献出来ることを、より多くの方に知っていただくことが重要と考えています。

5. 気候変動に対する認識

野村グループは、2009年に取りまとめた「環境理念」と「環境方針」の通り、健全な地球環境こそが、次世代へと続く安定した経済・社会の礎であることを認識し、環境保護に対する責任を常に意識しながら、環境問題に積極的に取り組んでおります。

https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/environment/

その中でも、気候変動は年々その重要性が高まっており、2021 年 10 月、野村グループは、持続可能な社会の実現に向けた一歩として、パリ協定の趣意に賛同すること、また国連環境計画・金融イニシアティブが立ち上げた「ネット・ゼロ・バンキング・アライアンス」に加盟し、温室効果ガス排出量のネットゼロに向けてコミットしていくことを表明しました。脱炭素社会の早期実現に向け、2030 年までに当社の拠点で排出する温室効果ガス排出量のネットゼロ達成、および 2050 年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を目指します。

6. 自然資本に対する認識

野村グループでは、前述した気候変動とともに、自然資本の保全も重要な課題と認識しています。地球上の生物、水、大気、土壌、森林といった自然資源は有限であり、工業化や世界人口の増加によって、枯渇や減少のリスクにさらされています。私たちの社会は、豊かな生物多様性の恵みの上に成り立っており、その維持・保全は、持続可能な社会を実現するための基盤となります。私たちは、サステナビリティに関連するビジネス上の取り組みを通じて、生物多様性を保全する事業を支援するとともに、私たちの商品・サービスが生物多様性へ負の影響を及ぼさないよう配慮して参ります。また、自社の温室効果ガス排出量の削減をはじめとした環境負荷の軽減に取り組み、自然資本を保全することで持続可能な環境社会の実現に貢献します。

7. 人権等社会課題に対する認識

野村グループは、当社の事業活動だけでなく、ステークホルダーの活動が人権等の社会課題に負の影響を及ぼすおそれがあることを認識し、その影響を軽減するため、当該国の法令のみならず国際的な人権基準を尊重したうえで、責任ある対応に努めます。特に、非人道性に関する懸念が大きいクラスター爆弾に関する事業や児童労働、強制労働に関する事業に資金が提供されないよう、留意した事業活動に努めていきます。

野村グループは、「野村グループ行動規範」において人権の尊重を定めており、以下の人権基準を尊重しています。

- 世界人権宣言
- OECD 多国籍企業行動指針
- ILO 国際労働基準
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/stakeholder/humanrights_initiatives.html また、野村グループが持続的な成長を実現するための源泉は人材であることから、社員一人ひとりが自

らの能力や個性を最大限に発揮し、活躍できるよう、健全な職場環境を構築し、充実した教育研修の機会を提供し、平等な雇用機会を提供するとともに、国籍・人種・性別・性自認・性指向・信条・社会的身分・障がいの有無等を理由とする一切の差別を行わないことを「野村グループ行動規範」に定めています。また、ダイバーシティ&インクルージョン ステートメントを制定し、ダイバーシティ経営のさらなる推進にも取り組んでいます。

8. ガバナンスと管理体制

野村グループでは、自らがサステナブルな存在であり続けるためにもコーポレート・ガバナンスの高度 化を重要課題の一つと認識しており、様々な取り組みを推進しております。

https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/measures.html

サステナビリティ推進に係る戦略等については、グループ CEO を委員長とし、経営会議と同一のメンバーで構成されるサステナビリティ委員会において審議しております。サステナビリティ委員会の前身である CSR 委員会を 2008 年に設置して以降、開催回数を増やしながら議論を発展させて参りました。サステナビリティ委員会は、グループ全体のサステナビリティ関連のリスクと機会について事業方針の策定や活動の承認・決定の責務を負い、委員会の活動は取締役会および経営会議に適宜報告されます。本ステートメントは、取締役会の意見を踏まえた上で、サステナビリティ委員会において承認されました。

9. イニシアティブ等への参画

野村グループは、企業市民としての社会的責任を果たすため、以下の環境や社会のイニシアティブを支持し、参画しています。

- Net-Zero Banking Alliance (NZBA)
- UN Global Compact (国連グローバル・コンパクト)
- UNEP Financial Initiative (国連環境計画・金融イニシアティブ)
- UN Principles for Responsible Banking(国連 PRB、責任銀行原則)
- TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)
- CDP(旧 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)
- 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則
- ISO26000
- 30% Club Japan
- Net Zero Asset Managers Initiative (NZAMI) ※
- UN Principles for Responsible Investment(国連 PRI、責任投資原則)※
- Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF) ※※野村アセットマネジメントのみが加入するイニシアティブ

(最新情報についてはウェブサイトをご参照下さい)

https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/stakeholder/initiatives.html

10. ステークホルダー・エンゲージメント

本ステートメントの目的を達成するために、各ステークホルダー(株主、投資家、顧客、事業パートナー、従業員、NGO 団体等)との定期的な対話を重視し、それぞれの利害や関心事を踏まえ、積極的にかかわりを持っています。また、グループの企業理念を基本観とし、日々ビジネスを行う事で、あらゆるステークホルダーに様々な価値を提供しています。ステークホルダーとの対話を実施することにより、サステナビリティに関連するリスクを最小化し、機会を早期に発見することが可能となります。野村グループでは、定期的な IR 活動や株主総会の他、サステナビリティをテーマとしたイベントの主催やワーキンググループへの参加を行っています。

https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/stakeholder/

11. 改定

野村グループでは、外部環境の変化やステークホルダーの皆様との対話等を適切に反映するため、本ステートメントの内容を少なくとも年1回見直し、必要に応じて改定します。

以上

(2019年1月25日制定) (2020年2月17日改定) (2021年12月16日改定)